

地方公務員給与実態調査システムの 見直しについて

令和 8 年 7 月 31 日

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

地方公務員給与実態調査（基幹統計調査）の概要

○調査の目的

地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

○調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）に基づく。

○調査の対象

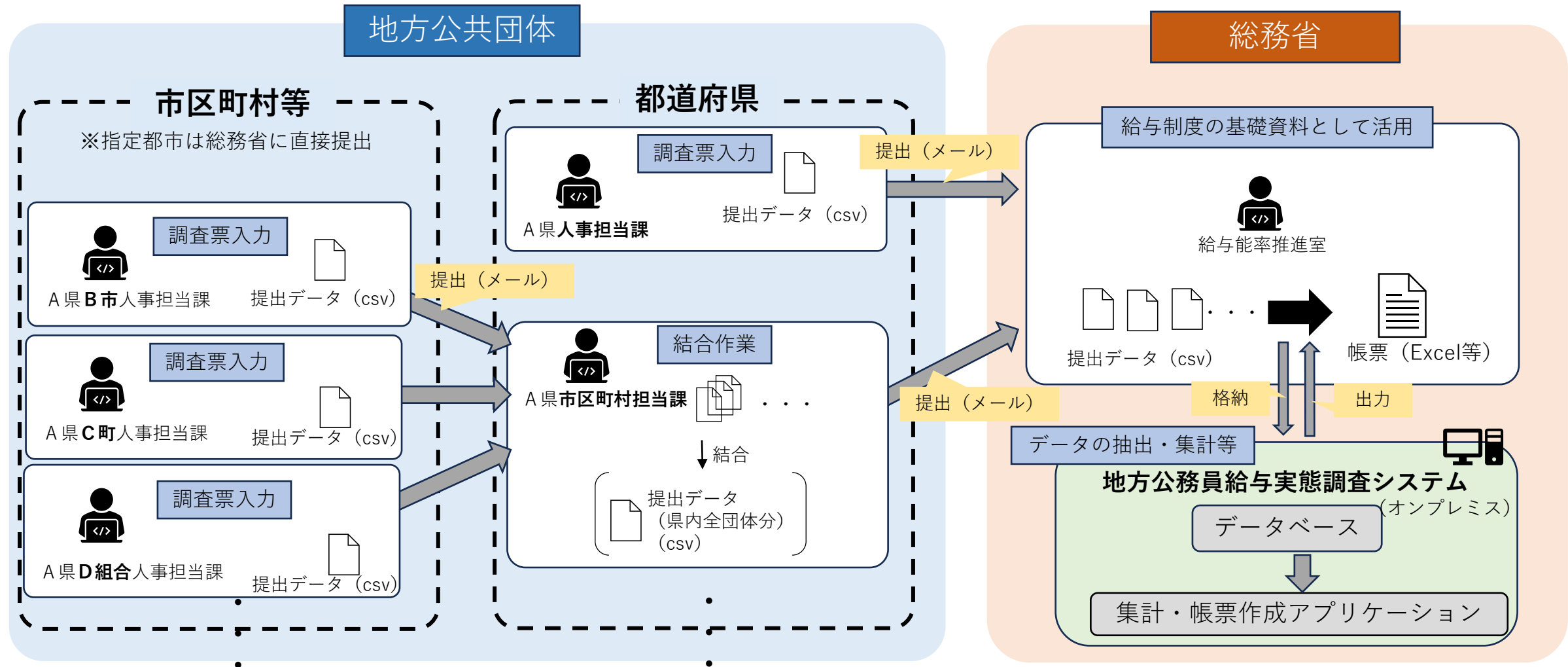
都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合等の属する特別職及び一般職の職員個人別の悉皆調査。

○調査スケジュール

<調査票の配布> 4月

<調査票の提出> 都道府県・指定都市：7月 それ以外の地方公共団体：9月

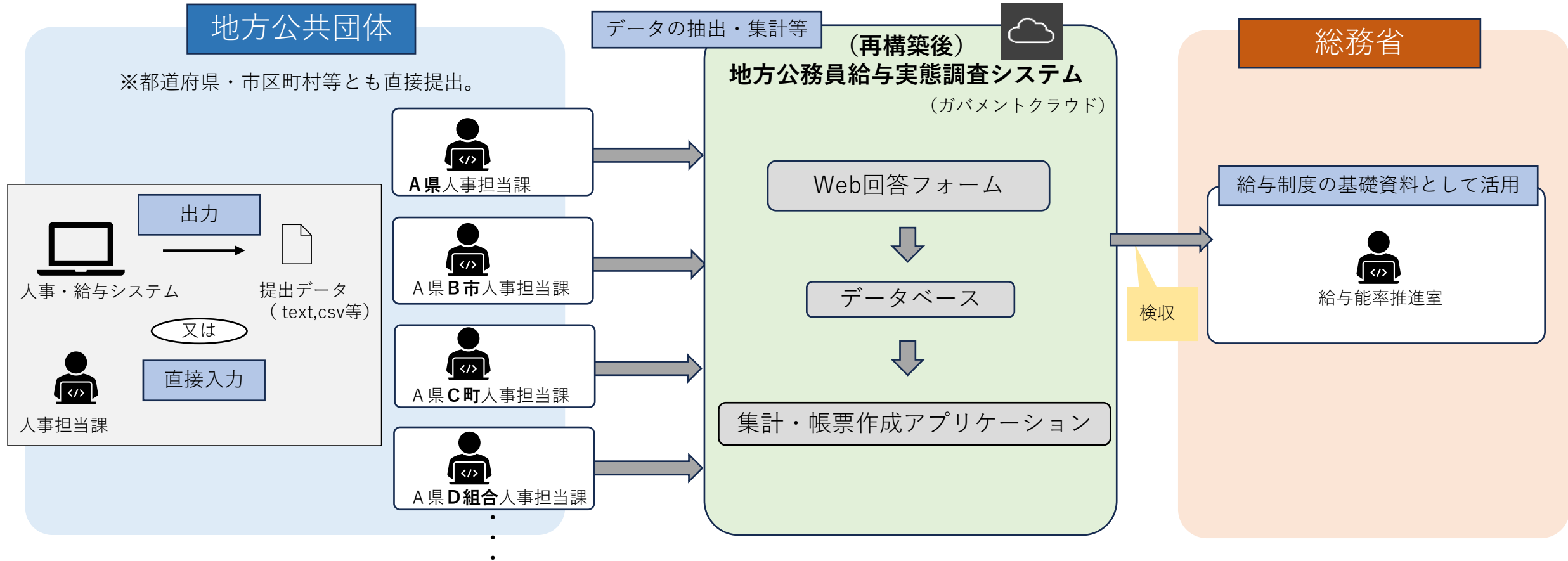
地方公務員給与実態調査システムの現状・課題



- 人為的な操作誤り、ファイル破損などを原因として総務省における集計段階等で不備が発覚した場合に、都道府県及び市区町村等において再回答又は内容修正のために電子メールを介したやりとりや作業が生じ、その都度、都道府県において集計・結合作業が生じる。

地方公務員給与実態調査システムの見直しによる業務効率化

- 地方公務員給与実態調査システムをオンプレミス環境下から**ガバメントクラウドへ移行**する。
- ガバメントクラウド上に、調査票データのアップロードや情報の直接入力可能な**Web回答フォームを構築**する。



- 市区町村及び一部事務組合等も**都道府県市区町村担当課を経由することなく**調査票データを提出することができる（都道府県市区町村担当課における管内団体の回答データの**集計・結合作業が不要になる**）。